

第109回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和4年9月28日(水曜日)

出席議員 (13名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善		
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (1名)	8番	加 古 原 瑞 樹		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 認定第 2 号 令和 3 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 2. 認定第 3 号 令和 3 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3. 認定第 4 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 5 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 6 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 7 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 8 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 9 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 10 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 11 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 12 号 令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 13 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 14 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 議案第 74 号 工事請負契約の締結について（佐用町南光スポーツ公園照明設備 LED 化更新工事）
- 日程第 15. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 16. 議員派遣について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（小林裕和君）

おはようございます。

皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、慎重にご審議賜りますよう、お願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、加古原議員より、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者となったため、本日の会議を欠席する旨の届が提出され、受理していますので、報告しておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただくようお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

- 日程第 1. 認定第 2 号 令和 3 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 2. 認定第 3 号 令和 3 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3. 認定第 4 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 5 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 6 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 7 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 8 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 9 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 10 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 11 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 12 号 令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 13 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 14 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（小林裕和君） まず、日程第 1 から日程第 13 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 1、認定第 2 号、令和 3 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 13、認定第 14 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第 2 号から認定第 14 号までについては、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員会の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、平岡きぬゑ議員。

〔決算特別委員長 平岡きぬゑ君 登壇〕

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） おはようございます。

第 109 回定例会本会議で、本委員会に付託されました令和 3 年度佐用町一般会計及び特別会計決算認定について、審査の結果を報告します。

本特別委員会は、全員で構成していますので、内容については、簡略的に報告します。特別委員会、第 1 日目、令和 4 年 9 月 5 日、午前 8 時 59 分開会。

場所は、佐用町役場第1庁舎西館3階議場です。

出席者は委員全員。

説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、関係課の室長及び担当職員。

議会事務局、尾崎局長、垣内局長補佐です。

認定第2号、令和3年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査について、報告します。審査を行いました。

まず、財産に関する調書について、質疑がありました。

公有財産の普通財産、特に、佐用中学校下の旧給食センター跡地活用について、検討はされたかの質疑に対し、要望があれば積極的に活用していきたいと答弁がありました。

ほかに、公有財産の山林など、年度内増減内容について質疑がありました。

続いて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入についての審査を行いました。

まず、5款、町税について質疑を行いました。町民税の個人の分の不納欠損63万3,386円について。持続化給付金等、新型コロナ関連の給付金を受給したために、収入算定され、前年より税額が上がったというケースについて。町民税現年課税で、法人税の法人税割が令和2年度決算に比べ令和3年度は約35%減少している。要因と件数。町民税滞納繰越への対応についての4項目について質疑が行われ、それぞれ答弁がありました。

続いて、10款、地方譲与税から35款、交通安全対策特別交付金について、質疑を行いました。法人事業税交付金の2,385万1,000円について、質疑があり、答弁は、法人税が9%から6%に下げられた、その差額に対して、県から交付される。ほかに、地方交付税について質疑がありました。

続いて、40款、分担金及び負担金、45款、使用料及び手数料について質疑を行いました。長林キャンプ場の収支と、町内農産物の使用状況についての質疑に対し、収入は使用料とまきなどの販売代金を合わせて3,633万円余り。支出は会計年度任用職員の人件費を含めて、南光自然観察村の運営費全体で3,574万9,000円。地元の事業者の商品をネットなども通じて利用促進している。現在は、試験的に、三河地域の農業者による朝市や野菜の販売、お米の試食会などもやっていると答弁がありました。ほかに、急傾斜地崩壊対策事業内容、衛生手数料のし尿処理の事業量の近年の推移と佐用衛生公苑の廃止の計画について、質疑が行われ、答弁も行われました。

続いて、50款、国庫支出金についての質疑を行いました。個人番号カード交付事業費補助金537万2,000円と登録者数の質疑に対し、答弁は、令和3年度末7,437人が交付。補助金は、システム改修にかかる費用に対するものでした。

続いて、55款、県支出金について質疑を行いました。老朽危険空き家除却支援事業について、危険空き家は何軒で除却件数の質疑に対し、答弁は、22軒を認定。令和3年度は、22軒のうち2軒、判官集落、南広集落。未解決の2軒は、所有者と、地元の自治会の方等も協力も得ながら、粘り強く折衝している。

続いて、60款、財産収入から85款、町債について質疑を行いました。住宅新築資金等貸付金の事業の状況についての質疑に対し、事業は、昭和41年から国と県が同和地区の対策として住居環境の改善のために行った貸付けで、平成13年まで続き、佐用町は合併前の4町で昭和42年から平成5年にかけて350件の債権。8億5,000万円を貸付け、約320件、7億8,000万円を回収したが、残る7,000万円が平成31年度末で未収となった。その後、債権管理条例の制定により、31人37債権、7,100万円について、債権整理を本格的に進め、令和3年度末までに、400万円を回収。時効完成による不納欠損が700万円。時効到達による債権放棄が5,400万円を整理し、現在5債権、590万円が滞納となっている。今年度は2債権が完済の予定。1債権100万円を請求先なく放棄する予定。今年度末には、

2 債権 140 万円の滞納額となる見込みで、この額については、毎月償還に応じてもらっているの、引き続き対応したい。現在は、連絡はついているので、コロナの感染の影響は考えていないとの答弁がありました。ほかに、ふるさと応援寄附金、公衆電話の設置箇所、町が所有する太陽光発電の設置と売電単価、町債 7 億 9,140 万円の内訳など 5 項目の質疑があり、答弁がありました。

続いて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳出についての審査に入りました。

まず、5 款、議会費について、質疑を行いました。質疑はなく終了しました。

続いて、10 款、総務費について、質疑を行いました。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 21 万 7,000 円、移動販売運営補助金は、燃料費などの高騰に対応できたのかの質疑に対し、移動販売の運営費補助金は燃料の 2 分の 1、今回、コロナ関連は、修繕は実費を補助した。現在も制度は引き続き行っていると答弁がありました。

ほかに行政改革推進メンバー、動物死体収集作業手当、姫新線利用促進、防犯灯の新設、ふるさと納税の業務委託料、新型コロナウイルス感染症緊急対策費のフォトコンテスト委託料の成果、プレミアム付き商品券事業補助金、定住促進支援事業、公共交通、田舎体験事業、平福・かのねさんの運営状況、島根大学共同研究委託、防犯灯修繕、地域包括交付金、地域おこし元協力隊について、地方バス路線、地域づくりの振り返り、ふるさと納税返礼品、老朽空き家除却など 21 項目の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

続いて、15 款、民生費について質疑を行いました。ひきこもり支援を目的に、実態把握調査をされたが、町内のひきこもりの実態の質疑に、令和 2 年度に実施した調査は、16 歳から 50 歳まで、対象は 4,700 人、回答は 1,300 人、30%でした。相談窓口の開設を、来年度から、何曜日という形で決めて広報し、周知していきたいと答弁がありました。

ほかに、障がい福祉えん花園、ママプラザの運営についての質疑があり、答弁が行われました。

続いて 20 款、衛生費について質疑を行いました。がん検診委託料についての質疑に、がん検診は、受診者数が 2,130 人。その中で、要精密検査となった方が 157 名、実際に、精密検査を受診された方が 109 人、がんが発見された方が 5 人。5 人が早期治療ということで、約 5%の方が早期治療につながっていると答弁がありました。

ほかに不妊治療支援、環境衛生費で電気自動車急速充電器保守点検委託料の質疑がありました。

続いて、25 款、農林水産業費の質疑を行いました。航空レーザー測量委託料 3,267 万円についての質疑に対し、航空レーザー測量を 2 カ年にわたって調査。町有林化の中で、立木の買取りに、それを活用し、山の地番図も作成した。地籍調査事業完了させるために、リモートセンシング技術を活用し、境界確定に努めていきたいと考えているとの答弁がありました。

ほかに、農林振興で佐用風土ブランドづくりの取組、農業の担い手確保補助の成果と今後の補助金の方向性、佐用もち大豆生産基盤整備事業補助金、自然観察村備品購入費、「さよう農の匠」養成塾実施事業で出荷実績、農業次世代人材投資事業補助、町有林化、ため池廃止事業実施計画策定業務委託、有害鳥獣駆除活動補助金と猿害、自然観察村の利用状況、ビジコン入賞者開業に向けての動きや現在の進展状況、佐用町商工会に運営助成など 13 項目の質疑が行われ、答弁がありました。

続いて、30 款、商工費について、質疑を行いました。ビジネスプランコンテスト委託料について、ビジコン入賞者、開業に向けての動きや現在の進展状況等の質疑に、一般社団法人の地域再生研究所さんは平福に拠点を構え、木の皮むき体験会と本格的な事業開始に向けて協議中。また、別の大会出場者は、町の創業補助金を活用し、8 月、フランス料理

のレストランを開業との答弁がありました。

ほかに、佐用町商工会に運営助成についての質疑がありました。

続いて、35 款、土木費について質疑を行いました。耐震化事業についての質疑に対し、昭和 56 年 5 月より前に着工された住宅が対象。建て替えて 100 万円が上限で 2 件。改修事業で計画書を作るので、上限 20 万円ですとの答弁がありました。

続いて、40 款、消防費の質疑を行いました。防災訓練等補助金の事業 21 件の内訳と自主防災組織の訓練の件数。学校と地域協の合同の研修、訓練の件数についての質疑に対し、全て自主防災組織で、自主防災組織は大半が自治会とイコールで、自治会となっている。初期消火訓練、避難誘導訓練、炊き出し、給水訓練等、2 項目以上の訓練に対し補助している。また、佐用小学校と佐用高校での防災訓練の紹介も答弁がありました。

続いて、45 款、教育費の質疑を行いました。修学旅行の小・中学校での実施内容、利神城整備推進、給食センターでの地産地消・質的向上給食推進、小学校通学のスクールバス運行委託について質疑があり、答弁がありました。

続いて、50 款、災害復旧費について、質疑を行いました。質疑はなく、終結。

55 款、公債費について質疑を行いました。繰上償還の総額、一時借入金について、質疑がありました。

続いて、60 款、諸支出金の質疑を行いました。質疑はなく終結し、80 款、予備費について、質疑を行いました。質疑はなく、歳出についての質疑を終結し、関連資料についての質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し、一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結しました。

続いて、討論に入り、原案に反対の方の討論がありました。続いて、賛成の討論がありました。

討論を終結し、採決を行い、認定第 2 号を挙手によって採決し、挙手多数で、認定第 2 号は、原案のとおり認定されました。

以上で、第 1 日目の日程を終了し、午後 4 時 10 分に散会いたしました。

決算特別委員会 2 日目は、令和 4 年 9 月 6 日、午前 8 時 58 分に開会。

場所は、佐用町役場第 1 庁舎西館 3 階議場。

委員の出席は、山本議員が葬儀のため欠席。

説明のため出席を求めた者は、1 日目と同じく町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、各関係課の室長及び担当職員。

議会事務局、尾崎局長、垣内局長補佐です。

まず、認定第 3 号、令和 3 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、審査しました。

歳入の質疑では、メガソーラー発電所の面積、発電実績、売電単価と額についての質疑に、申山発電所は 13 万 4,600 平方メートル、税抜き単価 40 円、578 万キロワット、2 億 5,400 万円。秀谷発電所は、28 万 2,900 平方メートル、税抜き単価 24 円、1,195 万キロワット、3 億 1,600 万円。低圧発電所は、上月中学校運動場横、久崎テニスコート、旧中安小学校プール、旧幕山小学校のプールで、税抜き単価 27 円、合計 28 万 4,000 キロワット、約 844 万円との答弁がありました。

ほかに、パネルの故障について質疑がありました。

歳入についての質疑を終結し、歳出の質疑を行いました。

7,700 万円の歳出の充当内容についての質疑があり、答弁、一般会計に入れ、合併振興基金への積戻し 4,000 万円、町単独の造林事業補助 2,131 万円、子育て支援応援券小学校 800 万円、中学校 800 万円、合計 7,731 万 9,000 円との答弁がありました。

質疑を終結し、討論を行いました。

討論なく、採決を行い、挙手全員で認定第3号、令和3年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査しました。

歳入について、質疑を行いました。

持続化給付金の新型コロナ関連給付金受給者で国保税が前年より上がった人は何人かの質疑に、税と所得を確認し計算している。所得に入っているかどうか確認できないとの答弁がありました。

保険税の滞納状況についての質疑があり、大口滞納は100万円以上が12名、うち、生活保護、生活困窮者、執行停止者が5名。コロナの減免適用は3名。月々分納されていると答弁がありました。

続いて、歳出について質疑に入りました。

1,256万円の不用額は、負担軽減に活用できないかの質疑に、不用額とあるが、2月に療養給付費の概算で交付され、翌年度に確定してから、差額は返還するための資金との答弁がありました。

質疑を終結し、討論を行いました。原案に反対討論があり、続いて、賛成討論がありました。

討論を終結し、採決を行い、挙手多数で、認定第4号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号、令和3年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審査しました。

歳入についての質疑を行いました。

滞納繰越分で、コロナの影響についての質疑に、未納者は6名で、50万円以上100万円未満の方が1名、10万円未満が5名。内訳は、1名は年金の差押え。1名は差押え等を検討。3名は生活保護者。コロナの減免制度該当者はなしとの答弁がありました。

ほかに過誤納金還付未済、コロナ関連給付金で保険料が上がったケースの質疑がありました。

次に、歳出についての質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。

原案に反対討論。続いて、賛成討論がありました。

討論を終結し、採決を行いました。挙手多数で、認定第5号、令和3年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号、令和3年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を行いました。歳入について質疑を行い、介護保険被保険者の人数と保険料納入の状況についての質疑があり、1号被保険者は6,644人。保険料は、第1段階823人、第2段階722人、第3段階693人、第4段階は618人。最高保険料は14万4,900円で95人との報告がありました。

ほかに保険料滞納状況の質疑がありました。

続いて、歳出について、質疑を行いました。質疑はなく、介護保険サービス事業勘定の歳入歳出について、いずれも質疑なく、質疑を終結し、討論を行いました。

原案に反対の討論があり、続いて、賛成の討論がありました。

討論を終結し、採決を行いました。

挙手多数で、認定第6号、令和3年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第7号、令和3年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて、審査しました。

まず、歳入について、質疑を行いました。

水道使用料の滞納について質疑があり、滞納者は 59 名、昨年 105 名で納付がされたと答弁がありました。

次に、歳出について、質疑を行いました。

質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。

討論もなく、採決の結果、挙手全員で、認定第 7 号、令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 8 号、令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を審査しました。

歳入について、質疑をしました。

滞納繰越の状況、コロナの影響についての質疑があり、滞納者は 50 名、昨年は 66 名で減っているとの答弁がありました。

次に、歳出について、質疑を行いました。

建設改良費について質疑があり、佐用浄化センターの更新事業と、佐用衛生公苑にかかわる前処理施設建設を、前年度から 3 カ年で実施する予定等の答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論はなく、採決を行いました。

挙手全員で、認定第 7 号、令和 3 年度佐用町簡易水道事業（認定第 8 号、令和 3 年度特定環境保全公共下水道事業に訂正あり）特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 9 号、令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査しました。

歳入についての質疑を行い、滞納繰越について質疑があり、滞納者は 14 名、昨年は 23 名で、減少していると答弁がありました。

次に、歳出について、質疑を行いました。質疑なく、質疑を終結し、採決に入りました。

採決の結果、挙手全員で、認定第 9 号、令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 10 号、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、審査しました。

まず、歳入について、質疑を行いました。

使用料の減額について質疑があり、コロナの影響で、自然学校の宿泊日数や中止などの影響があったと回答がありました。

次に、歳出について質疑を行いました。

施設清掃委託で、清掃時、お湯が使えないとの質疑があり、各建物には、給湯器があるので調整したいと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論はなく、採決を行い、挙手全員で、認定第 10 号、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 11 号、令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を行いました。

まず、歳入について、質疑を行いました。

一般会計からの繰入金について、説明を求める質疑があり、コロナ感染拡大の影響が多い。令和 3 年度は 4,400 万円の繰入れになるとの答弁がありました。

次に、歳出の質疑を行いました。

事業収入に対し、修理費など費用がかかる。今後の見通しを求めるとの質疑に対し、大規模な改修が必要になっているが、小規模な修繕をし、経営の改善を行っている。今後の方針を考えたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論を行いました。

討論なく、採決の結果、挙手全員で、認定第 11 号、令和 3 年度笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 12 号、令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入についての質疑を行いました。

不動産売払収入について、質疑があり、三日月茶屋区画 319.48 平方メートル、若者価格 556 万円で販売できたとの答弁がありました。

次に、歳出の質疑を行いました。

質疑なく、討論を行いました。

討論もなく、採決の結果、認定第 12 号、令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、挙手全員で原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 13 号、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、審査しました。

歳入歳出、討論もなく、挙手による採決を行い、挙手全員で認定第 12 号（認定第 13 号に訂正あり）、令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 14 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、審査しました。

質疑を行い、建設改良費の減額について、質疑があり、工事費が予定より少なく、精算で減額となったとの答弁がありました。

ほかに減価償却の内容について、質疑がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、挙手全員で、認定第 14 号、令和 3 年度佐用町水度事業会計決算は、原案のとおり認定されました。

以上、決算特別委員会に付託されました案件は全て終了し、委員会を 10 時 44 分に閉会しました。

詳しくは、決算特別委員会会議録をご覧ください。

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

議長（小林裕和君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、決算特別委員会で、議案に対する質疑は終結していますので、認定第 2 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、認定第 2 号、令和 3 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 認定第 2 号、令和 3 年度佐用町一般会計決算認定に反対の立場から討論します。

令和3年度も新型コロナウイルスへの対応に追われた年度でした。

本町でも、コロナ対応に多くの財政支出を行われました。

しかし、そのほとんどは、国からの給付金等で賄われ、町独自のコロナ対応も財政支出もありませんでした。

いまだにコロナ禍は収まらず、感染者数は人口の1割を超えています。何度も積極的なPCR検査等を行うよう要請しましたが行われませんでした。

国の方針等に振り回されるだけでなく、独自の財源を使ってでも、検査体制を充実させるべきでした。

当決算の大きな問題は、公債費の繰上償還です。町債の発行は必要な事業に対して将来の住民も負担を負うものであり、繰上償還は現在の住民に負担増を求めるものです。とりわけ、令和3年度はコロナの影響などで、仕事が減るなどで、町民の皆さんの収入も減り、国保等の負担が増えて、物価も高騰し、暮らしぶりは、ますます厳しくなっています。公債費の繰上償還はやめて、5,440万円を積み増して、27億693万円にもなった財政調整基金とともに、有効活用し、今の住民が求めている事業への財源とするべきでした。

政府は、莫大な資金を注入して、マイナンバーカードの普及拡大など、デジタル化の推進に躍起になっています。デジタル化による利便性の向上という面だけでなく、個人情報漏洩や企業による個人情報の利用など、負の面もあわせて町民に知らせていくべきでした。

子育て支援では、国の幼保無償化制度実施により、この部分の財政負担が軽くなっています。厚労省の説明では、無償化によって、自治体独自の財源を子育て支援のさらなる充実に活用することが重要であるとしています。保育料は第1子から完全無料化すべきでした。また、小中学児童生徒への副教材費相当分の商品券の支給は、町内業者の売上増の効果は限定的であり、経費も手間もかかります。直接、町が副教材費を見るべきでした。学校給食法では、給食は教育と位置づけられています。義務教育は無償という原則からも、学校給食は完全に無償とするべきでした。幼児教育では、保育士の正職員化を進め、保育の質の向上など、職員の職業意識の向上を図るべきでした。

文化教育施設の利用の多くは町民の皆さんです。文化スポーツの発展、健康増進を支援するためにも、町民の公共施設使用料は免除すべきでした。

健康医療の面では、本町の疾病状況の分析と、それを受けた実効性のある健康づくりへの取組が必要で、歯科保健センターは廃止するのではなく、予防事業、歯科健診などを充実させるべきでした。また、廃止後も今ある施設の活用を図るべきでした。

地域振興の面では、地域づくり協議会の振り返りも踏まえ、協議会ごとの地域内経済循環を図ることが大切です。

地域間のお金の流出を減らし、地域に入ったお金を地域内で循環させることにより、交通・健康・福祉・農林業の振興と課題解決も図れます。

農業は、農地の集積化とともに、小規模の農家を支援し、GI登録された佐用もち大豆などの農業特産品の育成、生産拡大の強化が必要で、生産者、JA、県農業改良普及センターなどとも協力し、国や県の施策追従にとどまらない放棄田対策など、実効性のある農業振興への取組とともに、深刻な獣害に対しても積極的な対策が必要でした。

商工業では、コロナ禍の影響を正確に把握し、事業者に対して必要な支援を行うべきでした。賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な条例を制定すべきでした。

商工振興の業務は商工会任せでなく、町の施策として位置づけ、商工業者の状況、問題点を町がつかみ、振興策に生かすべきでした。

本町は過疎化が急速に進む中、誰もが住みやすいまちづくりが一層大切になっています。地域、産業の振興、教育文化の発展と安心して暮らせる福祉、健康づくりの充実に不十

分な決算であったことを指摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 認定第 2 号、令和 3 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本決算審査につきましては、佐用町議会が既に議決をした当初予算、補正予算が適正かつ効率的、そして、目的に従って執行されているかどうかを、監査委員からの審査意見書や決算の主要な施策の成果説明等も参考にしながら、特別委員会において、慎重に審議をいたしました。

審査意見書にもあるように、町総合計画と地方創生総合戦略等を踏まえた、安全で安心して暮らせるまちづくり、将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の充実、産業と観光の振興を 3 本の柱として、各分野において町民の生活にきめ細かく寄り添った予算が適正に執行をされておりました。

特に、住民の生活に長期にわたり大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症対策においては、感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用し、感染拡大防止はもちろんのこと、子育て世代、農商工業者、医療機関等への積極支援の取組は、大きな効果がありました。

佐用町債権管理条例に基づく適正・的確な債権管理と効果的・効率的な債権回収が行われておりました。

また、人口減少に対応するために、行政組織の効率化に取り組み、令和 4 年 4 月には、情報政策課が新設されました。

本決算における効率化を評価するとともに、同課を中心とした、今後の自治体 DX 推進にも期待をいたします。

また、中長期的な観点からは、次世代への負担軽減のため、公債費を繰上償還を積極的に実施すること等により、安定した財政運営が行われていました。

ただ、今後は、歳入の減少による財政状況は厳しさを増すことは明らかであり、引き続きの努力に期待することを申し添えます。

以上を申し上げて、令和 3 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定に関して賛成の討論とさせていただきます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに討論は、ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 2 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 2 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和3年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 認定第4号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論をします。

平成30年度から県が国民健康保険の保険者、運営責任者となり、町は納付金を納めることが義務づけられる制度になりました。

また、国の調整交付金は医療費削減、あるいは収納率向上の成果を国が判定し予算を配分するというもので、一般会計からの繰入れ解消や滞納制裁の強化、給付抑制の競争に町を駆り立てるものです。

国民健康保険税の率は、後期高齢者医療、協会けんぽ、組合健保などと比較して、非常に高いことは指摘されています。

国民健康保険は、国民健康保険法で国の責任で国民に医療を保障する制度ですが、行政改革の名の下に、1984年に負担割合を総医療費の45%から38.5%に減らして以来、国保の財政運営が悪化し、国民健康保険税が引き上げられてきました。

町は、国の悪政に対して、町民を守る役目を発揮して、一般会計からの繰入れを増額するなど町民の負担軽減を図るべきでした。

滞納者に対する短期証や資格証など正規でない保険証の発行もされています。これは保険税が、あまりにも高く払いきれない実態のあらわれです。

コロナ禍による影響やウクライナ戦争などによる物価の高騰で、町民の暮らしは、ますますひっ迫しています。基金の活用や一般会計からの繰入れで国民健康保険税の軽減を行うべきであったことを指摘して反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 認定第4号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険事業は、本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増大などから、持続可能な国民健康保険事業を目指し、県が財政運営の責任主体となり、町は納付金を納める制度となっています。

本町の令和3年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入21億2,899万5,000円、歳出21億1,229万4,000円で、実質収支を1,670万1,000円の黒字で結んでおります。

一方、保険税の収納率向上対策として、コンビニ納付や宍粟市との連携による併任徴収などの努力の結果、現年分の徴収率は98.3%と昨年度に引き続き向上し、効果を上げております。その結果、収入未済額は588万4,000円で、前年の687万円から約99万円減少しており、一定の評価ができます。今後も創意工夫と納入者への意識づけと分納誓約の推進等、粘り強い徴収努力に取り組んでいただきたいと思います。

また、一般会計から法定外繰入れ933万9,000円を含む1億6,839万1,000円の繰入れを行い、被保険者の皆さんが、安心して給付を受けることができるように、安定的に運営をされております。

以上を踏まえ、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の賛成討論といたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第5号、令和3年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 令和3年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論をいたします。

後期高齢者医療の保険料は、6回連続で引き上げられています。年金の支給額が減り、燃料費をはじめとする食費など、あらゆる物価が高騰し、年金生活者の経済環境は悪化するばかりです。さらに10月から医療機関での窓口負担が2倍になります。この制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保が脅かされています。

この後期高齢者医療保険は国の制度の中で運営されている会計であることは承知してい

ますが、国の政策を批判するとともに、町としても負担軽減策を取るべきであったことを指摘して反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に賛成討論の方はありますか。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） 認定第 5 号、令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢化が進み、医療費が年々増加していく中、制度を維持していくため、若者と高齢者の分担ルールのもと、自己負担額を除いた医療費の 1 割を被保険者の保険料で、4 割を現役世代からの支援金分で、残りの 5 割を国、県、町の公費で負担する仕組みとなっており、全世代で支える仕組みとなっています。

また、県の広域連合に運営を一元化し、町では、各種届出の受付等の窓口業務、保険料の徴収など役割分担をしながら運営されています。

令和 3 年度の決算においても、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金がほとんどであります。

また、一般会計から 8,925 万円 1,763 円の繰入れを行いながら、実質収支 534 万 2,000 円の黒字で結ばれており、本町の高齢者が安心して適切な医療を受けられるため、また、高齢者医療制度の維持のために努力をされています。このことから、決算認定に賛成し、討論とさせていただきます。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 5 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 6 号、令和 3 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 認定第 6 号、令和 3 年度介護保険特別会計決算に反対の討論をします。

2021 年度、国は、介護保険の補足給付制度の改悪をしました。その結果、昨年 8 月から

特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所する低所得者の食費や居住費を補助する制度は改悪され、1日の食事は650円から1,360円に。月額にすると約2万2,000円に値上げされました。

また、ショートステイの食費も大半の利用者が値上げの対象となり、収入に応じて日額210円から650円の負担増となっています。

これ以上の負担増、給付費削減は高齢者はもちろん、それを支える現役世代にも痛みを押しつけるものです。

町は、介護の充実と改善を図るために、国に対し制度改悪を見直すべく声を上げるとともに、介護労働者の労働条件の改善を図るべきでした。

さらに、住民の命や暮らしを守るために一般会計からの繰入れを行い、介護保険料の軽減と利用料の減免をすべきであったことを指摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次は、賛成討論の方はありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 認定第6号、令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての賛成の討論を行います。

年ごとに高齢化が上昇し、ますます介護が必要となる方も多くなる中で、少ない費用で介護サービスが受けられるように、社会全体で支えていくための保険制度であり、とても重要であります。

その制度を安定した継続をしていくため、介護給付などに要する費用については、国、県、市町村財源により、おおむね半額負担をされております。

本町においてでも、令和3年度決算におきましても、町の一般会計から4億4,000万円余り繰入れされ安心してサービスを受けることができます。

1号被保険者は、所得に応じた保険料が徴収され、低所得者に対しての軽減制度は、さらに充実をされています。

保険料と公費、そして、利用者負担金を適切に組み合わせて、制度の持続可能性が高められており、全体に配慮された会計となっています。

したがって、令和3年度介護保険特別会計決算は適切であり、賛成といたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号、令和3年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定されました。
続いて、認定第8号、令和3年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定されました。
続いて、認定第9号、令和3年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定されました。
続いて、認定第10号、令和3年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 10 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第 10 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
続いて、認定第 11 号、令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 11 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
続いて、認定第 12 号、令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 12 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第 12 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
続いて、認定第 13 号、令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 13 号は、委員長の報告のとおり

り、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第 13 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 14 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。

討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 14 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第 14 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 14. 議案第 74 号 工事請負契約の締結について（佐用町南光スポーツ公園照明設備 LED 化更新工事）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 14 に入ります。

日程第 14 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、日程第 14、議案第 74 号、工事請負契約の締結について、佐用町南光スポーツ公園照明設備 LED 化更新工事を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 74 号、南光スポーツ公園照明設備 LED 化更新工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

令和 4 年度 6 月補正予算にてご承認いただいております南光スポーツ公園照明設備の LED 化更新工事につきましては、さる 8 月 25 日締切りで、5 社による見積入札を実施を

いたしました。

その結果、落札額は消費税込みで 8,778 万円で、契約の相手方は、姫路市東夢前台 1 丁目 3 番地 30、株式会社ヤマデン代表取締役、下山英毅（しもやま ひでき）氏に決定をいたしました。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 74 号については、本日即決とします。

これより、議案第 74 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 今、現行は水銀灯か何かで、今、やられているんだと思うんですけども、LED 化にすることによって、1 回の電気料いうんかね、使用料がどのぐらいになるとかいう算定はされているんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 南光スポーツ公園全体で、ドームもありますし、それから、テニスコート、それから、野球場を含めた、あの大きな照明。そういうところで、今回、ドーム含めて全部じゃなくて、まずは、一番大きな野球場ナイター照明、それとテニスコートの照明、これを現在の、いわゆる水銀灯といいますか、ああいう照明から LED 化をするわけなので、まず、今までの学校とか、ほかの施設、例えば、上月のグラウンド、こういうところもやってまいりましたけれども、電気使用量が、かなり減ることは減りますけれども、なかなか実際に、そう工事した後と比較すれば、はっきりと、これだけぐらい削減になりましたということは報告申し上げることができるんですけども、今、幾らということの数字は、なかなか、ここで提示することはできないわけです。

ただ、必ず、かなり電気使用量というのは、確実に削減することは間違いない。これまでのとおりです。経験上も、そういうことで、当然、これからは、全ての、特に公共施設においての、こうした照明、これは、やはり現在の地球環境への負荷を軽減するエネルギーの削減効果を上げるために順次計画的に実施していかなければならない事業でありますので、そういうことで、今の段階においては、幾ら削減できましたということは、報告することができませんけれども、工事が終わって、実際の電気料が決定、請求があつて、支払い、それとの比較ということについては、来年には必ず報告はさせていただきたいと思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

[金澤君 挙手]

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） よく分かって、できてみなければ分からないということは、当然なんです。

ただ、僕ら、今は、何十年も前、南光町時代だったんですけれど、1 回使用料が、野球の場合、ナイターの場合幾らとかあったと思うんですけれども、それ今も利用されている方は、徴収されよんだと思うんですけれども、安くなることによって使用者にも負担軽減という意味でご配慮願えればなと思ひまして、ちょっと、質問させていただいたわけなので、詳しく分かってからで結構だと思います。よろしくお願いします。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そういうことで、これまでも、当時と比べると使用料、電気料ということでの含めた野球場なら野球場の使用料というのは、使う目的、使う団体、子供たちによって、かなり軽減措置を取って、既に、そういう対応はさせていただいております。

だから、電気料が幾らだから幾らにしているということではないんですけれども、今後、まだまだ、施設の電気だけじゃなくって、施設全体の管理運営は、これから継続、維持していかなくちゃいけませんので、ある程度、受益者、使用者には、使用料はいただくということもありますけども、今、使っているほとんどの団体においては、相当の軽減をして行っておりますので、これは、継続させていただきます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

[山本君 挙手]

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 質問じゃないんだけど、今の質疑ぐらいが答えられなくてどうするんかという話だと思うんですけど。

質疑と言っても、一般質問じゃなくて広くじゃないんだから、出てくるだろうというぐらいの予想はして来てないと、何のために座っているのと、代表として、町長さうでしょう。

町長、1 人答えているけど、本当は、町長が答えるんじゃないくて、担当者が答えな駄目なはずなのに、担当者が分からないで、後でいいよって、それは、そうだけど、やっぱり、きちっと答える、それぐらいの資料とかを持ってこないで、持ってこんと来ているのかということになりますよね。

ちょっと、聞いておってどうなのかと。

言わしてもろたら悪いけど、ちょっと、最近、緊張感が足りないんじゃないかなと思うんですよ。いろんな意味でね。

昨日も、ちょっと、監査で、そういう意見をさせてもらったんだけど、最低、今、出て来ている質疑に対してぐらい明確に答えて。いっぱいある質疑なら分かりませんよ。

けど、これぐらいな質疑が答えられないでどうするのと思うんだけど。

ちょっと、これ厳しい意見かも分かんけど、そうじゃないと、何ぼなんでも駄目でしょう。こんなとこで聞くのは当たり前だし、いろんなこと聞かれるかも分かんけど、この範疇のんが、聞かれる大した範疇じゃないからね。

そういうことだけ、ちょっと、言いたい。はい、それだけ。(聴取不能)、そういうことです。

〔南光支所長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、安東支所長。

南光支所長（安東さゆり君） すみません。失礼しました。

先ほどのご質問の中で、電気料のことがあったと思うんですけども、1時間当たりのキロワット数なんですけども、現状が大体、グラウンドとテニスコートで153キロワットということで、そのLEDになりましたら、大体、70キロワット、時間当たりということで、予定はしております。

すみません。失礼しました。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 町長や課長から説明があったんですけど、今回、野球場、テニスコートがLEDになって、大ぶんなるわけですけど、そしたら、ドームとか、今、社協が入っておるああいうような分は、別々に全部、どない言うんか、メーターいうんか、つけておるんかな。そこらへんはどなん。

議長（小林裕和君） 誰が答えますか。

〔南光支所長 挙手〕

議長（小林裕和君） 安東南光支所長。

南光支所長（安東さゆり君） 失礼します。お答えします。

ドーム、また、グラウンド、スポーツ公園、それと、

議長（小林裕和君） すみません。ちょっと、マイクを近づけて。

南光支所長（安東さゆり君） スポーツ公園とか、あと社会福祉協議会とかは、電気料金とい

うのは別になっております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 74 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 74 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 15、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。
お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第 16. 議員派遣について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 16、議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙、記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（小林裕和君） 以上で、本日の日程は終了しました。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 終わる前に、委員長報告で2か所ぐらい読み間違いしたんじゃないかと思って、号数とかあるんですけど、その点は、後で気がついたんですけど…あの…、

議長（小林裕和君） ほな、今、気がついた点だけ報告願います。

13 番（平岡きぬゑ君） よろしいですか。

議長（小林裕和君） はい。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。

委員長報告の2日目の報告です。特別会計で認定第8号、令和3年度特定環境保全公共下水道事業特別会計決算認定審査の中で、最後に、認定第7号と発言したんじゃないかと思っております。ちょっと、前の号のをそのまま使ったので、すみません。8号。それで、簡易水道事業ではなくて、公共下水道事業、このように言っていたらいいですが、ちょっと、その点が、自信がありませんので。

それと、最後の石井財産区、認定第13号、これも最後、12号と読み間違えたんじゃないかと思っております。宅地造成ではなくて、石井財産区特別会計というふうに言っておれば、それは正解なんですけど、その点、間違っているのではないかと思いますので、すみません。ちょっと、最終的に、よく点検していただいたらと思います。

議長（小林裕和君） 後でまた、議事録を確認して、もし間違っていれば訂正をさせていただきますので、よろしくお願いします。

改めて、以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了したので、定例会を閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、第109回佐用町議会定例会は、これをもって閉会します。

午前10時53分 閉会

議長挨拶

議長（小林裕和君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月2日から本日まで、27日間の会期を定め、本日閉会の運びとなりました。

その間、令和3年度決算認定や、令和4年度補正予算等、多くの案件をご審議賜り、誠にありがとうございました。

特に、決算特別委員会の平岡委員長、大村副委員長には、大変ご尽力いただき、大変御苦労さまでございました。

また、町当局におかれましても、多くの資料作成等、準備をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先日の台風14号の強風により、水稻の倒伏箇所が多く見られ、農家にとっては大変な状況となりましたが、無事収穫作業が終わることを願っております。

また、空気も入れ替わったかのように、日一日と秋を感じさせるようになりました。これから、10月、11月は地域行事、文化行事、秋の収穫にかかるイベント等が計画されていると思います。

寒暖の差も大きくなり、コロナ感染症も下降傾向とはいえ、健康管理には十分配慮していただき、楽しい秋を過ごしていただければと思います。

議員の皆様も同様に健康管理に注意していただき、日々の議員活動に精励いただきますよう、お願いを申し上げ閉会の御挨拶とさせていただきます。

町長、挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 本当に、ありがとうございました。

それでは、定例会閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、本定例会に、それぞれ上程をさせていただきました。特に、令和3年度の歳入歳出決算につきまして、特別委員会におきましては、平岡委員長、大村副委員長に大変お世話になり、本当にありがとうございました。

今日の本会議におきまして、平岡委員長、ご報告のとおり、一般会計並びに12の特別会計全て認定を賜りまして、誠にありがとうございます。

9月もこれで終わります。

令和4年度も、もう上半期が終わり、来月から令和4年度下半期に入るわけでありまして。いよいよ、また、次年度、令和5年度に向けて、いろいろと事業計画、また、予算の編成作業にも入る時期がやってまいりました。

まだ、そういうことで、令和4年度半年、この半年において、今年度、計画をして、実際予算をご承認いただいております各事務事業につきましては、しっかりと執行ができるように努めてまいります。

それに加えて、次年度に向けて、また、いろいろと検討、現下の状況を踏まえた中で、計画を練っていきたいということでもありますので、引き続き、議員各位の皆さんにおかれましては、ご指導とご鞭撻を賜りますように、よろしくお祈りを申し上げます。

本当に、台風が、かなり心配をしましたが、気象庁が発表を、事前に、いろいろと説明があったような、過去に経験したことのないと言われるような、そういう気象予報でしたので、非常に心配をしましたが、大きな災害は発生をしません。これ、幸いですね。

ただ、先ほど、議長もお話のように、やっぱり町内、ずっと回りますと、本当に稲の

米の品種にもよるし、また、その田んぼ、田んぼで、全く被害のない田んぼもありながら、もう本当に、完全に倒れてしまって、大変な稲刈りもできないなというようなところも出ております。本当に、そういう農家の方にとっては、収穫、実りの秋が、本当に大変な作業が出てしまって、気の毒に思うわけであります。

台風も次の東海地方、静岡県のほうで、大変な豪雨になりました。この台風は、もともと日本近海で発生をして、それほど大きな勢力にはならない。気象庁も、それほど、そんなに雨は降るけれども、それほど大きな心配はない。されていなかったところですけども、ちょうど、今、思い起こすと、平成21年の9号台風のような、そういう感じで、やはり、あれだけの豪雨が、雨が、一気に降ったということで、昨日も静岡県の森町というところの町長と、いろいろとお話をしている中で、やはり夕方から急に雨が降りだして、非常に一気に豪雨ということで、亡くなった方はいらっしゃいませんでしたけれども、川の大きな氾濫もなかったけども、大変な経験したことのないような雨が降ったと。

やはり、気象予報というのは、非常に難しいなと、急激に、そうした、この天気が変わって、どこで雨が降るか分からない。降りだすと、そこばかり線状降水帯のような形で降る。豪雨になるというようなこと、私たちは、そういう経験をしましたので、こういう経験をしっかりと受け継ぎながら、今後まだ、9月であります。まだ、これから10月にかけて、まだまだ、次々と台風も発生するかもしれませんけれども、何とか、天候もかなり秋らしくなってきました。それぞれ、健康に十分、お気をつけていただいて、ご活躍を引き続きしていただければとお願い申し上げたいと思います。

また、コロナのほうの対応につきましては、この後、行政報告でワクチンの接種と、その時に報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

議長（小林裕和君）

それでは、終了します。どうも御苦労さまでした。